

しず
おか



学びの広場シリーズ 暮らし編 1

医療費控除の しくみ



静岡県立静岡がんセンター

はじめに

がんになるとこれまではなかった医療費等の経済的負担を抱えることになります。経済的な負担の軽減をはかる方法がいくつかありますが、税制上の軽減措置（医療費控除）もその一つです。

この冊子は、医療費控除に関する概要をまとめました。申請の際などにご活用ください。



目 次

1	医療費控除とは？	．．．．．	3
2	2つの医療費控除	．．．．．	4
	(1) 従来の医療費控除	．．．．．	4
	(2) セルフメディケーション税制	．．．．．	4
3	医療費控除について	．．．．．	6
	(1) 医療費控除のポイント	．．．．．	6
	(2) あらかじめ準備しておくこと	．．．．．	7
	(3) 医療費控除の申告に必要なもの	．．．．．	8
	(4) 生計を一にする親族	．．．．．	12
	(5) 医療費控除の明細書	．．．．．	13
	(6) 医療費控除の計算方法	．．．．．	19
	(7) 申告する時期と場所	．．．．．	20
4	医療費控除の対象になるもの、ならないもの	．．．．．	21
	(1) 診療や治療の費用	．．．．．	21
	(2) 医療用具、装具、器具などの費用	．．．．．	24
	(3) 薬局での医薬品購入費用	．．．．．	26
	(4) 通院費用	．．．．．	28
	(5) 介護保険サービス(居宅サービス)の費用	．．．．．	29
	(6) 介護保険サービス(施設サービス)の費用	．．．．．	31
	(7) 歯科治療の費用	．．．．．	33

医療費控除とは？

医療費控除とは1月から12月までの1年間に一定金額以上の医療費(多くが10万円、例外あり)を支払った場合、確定申告を行う事によって所得税等が軽減されるしくみになります。

<注意>

- 高額療養費とは異なる制度です
- 医療費を補てんする制度ではありません
- 所得税のお支払いがない方は手続きは不要です

制度	申請先	対象	内容
高額療養費	加入保険者	1か月の医療費について自己負担限度額を超えてお支払いをされた方	医療費の還付 (保険適用の医療に限る)
医療費控除 (所得控除)	税務署	● 所得税の支払のある方 ● 1年間の医療費が10万円を超えた方など	税金の還付

2つの医療費控除

医療費控除には従来からの医療費控除、平成29年より新設されたセルフメディケーション税制があります。状況に照らし合わせ、あなたの生活により合致する方を選択しましょう。

● 従来の医療費控除

- 対象となるのは1年間の医療費が10万円以上になる方等です
- 生計を一にしている親族の医療費は合算可能です
- 通院の際の公共交通機関の通院費用も対象になります
- 治療の為に購入した医薬品も対象になります
- 一定の条件のもとで介護保険サービスのサービス料の一部も対象になります

詳細はP.6～

● セルフメディケーション税制

- 対象となるのは予防接種や定期健康診断など健康保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行っている方が対象です
- 生計を一にしている親族の為に、12,000円以上の対象となるスイッチOTC医薬品等を購入した場合です
- 予防や健康増進を目的としている減税の為、通常の医療費は対象にはなりません

詳細はP.36～



注意!!

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることにした場合、通常の医療費控除を受けることはできません。また**更正の請求**、または**修正申告**で選択を変更することもできません。

従来 of 医療費控除を選択した場合も同様です。



更正の請求とは？

確定申告の期限が過ぎてしまった場合の修正手段であり、確定申告で**税金を多く申告してしまった場合**、もしくは**還付される税金を少なく申告していた場合**、正しい額に訂正することを求める手続きになります。



修正申告とは？

確定申告の期限が過ぎてしまった場合で、**所得税を少なく申告していた場合**、**還付を多く申告していた場合**に、正しい額に修正するための手続きです。修正申告を行う場合は延滞税が加算されます。なお、税務署の調査を受けた場合は延滞税に加え過少申告加算税がかかります。修正の必要に気づいた際には、速やかに申告をしましょう。

医療費控除について

● 医療費控除のポイント

- ✓ 確定申告の前年の1年間（1月1日から12月31日まで）に支払った医療費が対象
- ✓ 「生計を一にしている親族」が対象
- ✓ 公的医療保険の高額療養費・出産育児一時金、生命保険による入院給付金など医療費を補てんするものは医療費から差し引く
注）傷病手当金や出産手当金は差し引く必要はない
- ✓ 最低限度額は10万円、最高限度額は200万円
（総所得金額が200万円未満の場合は総所得金額の5%）
- ✓ 医療費控除は勤務先の年末調整では行えないため、確定申告が必要
- ✓ 過去5年間分は遡って申告できる



● あらかじめ準備しておくこと

医療費や薬代の領収書・レシートを取っておく

医療費控除の申告で明細書を作成するために、領収書等が必要になりますので大切に保管しておきましょう。日頃から病院にかかった時はもちろん、病気を治すための薬を購入した場合の薬局のレシート等も保管をしておきましょう。領収書の添付は不要ですが、自宅で**5年間保存**しておく必要があります。税務署から提示・提出を求められることがあります。

- 治療を受けた人ごと、かかった病院別、薬局別に分類する
- 家族が多い場合は、誰がどんな治療のために払ったものか領収書やレシートの裏にメモをしておく

交通費を書き出しておく

通院の為に利用する公共交通機関(電車・バス)の運賃は、通常直接必要なものとして医療費に認められているため、医療費控除の対象になります。通常電車やバスの運賃に領収証は出ないため、これらについては「医療費の明細書」に記載することになります。

「医療費の明細書に記入する前の準備」

- 病院の領収書などをもとに、通院した人ごとに、日付や医療機関名、交通費などを記録しておきましょう

● 医療費控除の申告に必要なもの

- 確定申告書
- 給与所得の源泉徴収票（給与所得がある方）
- 医療費控除の明細書
- 医療費を補てんするものの書類
- 銀行口座番号（還付金がある場合）
- マイナンバーを証明する書類

注）「医療費の領収書」は5年間自宅で保管する必要があります。

確定申告書

- ◆ 税務署でもらう、もしくは国税庁のホームページから申告書のダウンロードをします。なお国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで申告書の作成、e-Taxで電子申請も可能です。

(e-Taxについては二次元コードよりご確認ください)



給与所得の源泉徴収票（給与所得がある場合）

- 令和○年分の源泉徴収減税額の還付を受ける場合には、「令和○年分給与所得の源泉徴収票」が必要。
- 紛失した場合は、勤務先で再発行してもらいましょう。

注）「源泉徴収票」は確定申告書への添付や確定申告書の完成後に提出する際の提示は不要です

医療費控除の明細書

- 確定申告書と共に税務署で入手する
- 国税庁のホームページからダウンロードもしくは確定申告書作成コーナーで申告書を作成すると自動的に明細書も作成されます。
- 公的医療保険の保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細の記入を省略することができます

医療費を補てんするものの書類

- 医療費を補てんするもの（高額療養費還付金、生命保険の入院給付金、出産育児一時金など）がある場合は、その分を医療費から差し引きます。そのため、その金額がわかるものが必要になります。



マイナポータル連携の活用

確定申告書作成コーナーの利用やe-Taxをで申請する場合は、マイナポータル連携を活用することができます。この機能を活用することで控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力を行うことができます。

これまでは公的年金等の源泉徴収票、株式の特定口座、医療費、ふるさと納税、生命保険、地震保険、国民年金保険料、住宅ローン控除関係が対象でした。令和5年度分の確定申告からは、新たに給与所得の源泉徴収票、国民年金基金掛け金、iDeco、小規模企業共済掛金が対象となりました。

準備しておく と 便利
医療を受けた人ごとの「医療費控除の内訳明細」

ポイント

- 1年間（1月1日から12月31日）の医療費をまとめる
- 家族一人一人別のページ、もしくは別のシートにする
 - ・ ノートの場合、家族一人一人わけて記載
 - ・ Excelなどの表計算ソフトで表を作成し、家族一人一人別のシートで作成
 - ・ 国税庁ホームページの「医療費集計フォーム」を利用する
 ※Excelで作成されており、確定申告書等作成コーナーでは、支払った医療費などのデータを読み込むことが可能
- 医療を受けた人、申告者からみた続柄を記載
- 病院・薬局などの所在地・名称、診察日、支払金額、通院費を記載

【表の例】

医療を受けた人の氏名	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	診察日	支払い金額	通院費

銀行口座番号

- 還付金がある場合、振り込み用の銀行口座番号が必要。**申告者名義**の銀行口座の通帳、もしくは口座番号情報を用意します。

注) 夫の還付金を妻の口座に振り込むことはできません。

マイナンバーを証明する書類

- 確定申告書にマイナンバーの記載をする。また、本人確認書類の提示または写しの添付が必要（原本を添付しないこと）。
- マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている場合は、マイナンバーカードのみで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- マイナンバーカードを持っていない場合は、

番号確認書類

【本人のマイナンバーが確認できる書類】

- 通知カード
- 住民票の写し、または住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）のいずれか一つ



身元確認書類

【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】

- 運転免許証 ● パスポート
- 公的医療保険の被保険者証
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか一つ

注1) 平成30年1月以降、一部の手続きについて、番号確認書類の提示または写しの添付を省略することができます（詳細は、国税庁のページ参照）。

注2) 「通知カード」は令和2年に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用可能です。

● 生計を一にする親族

本人または家族（税法では「**生計を一にする親族**」といいます）が、1年間（1月1日～12月31日）で、10万円を超える医療費を支払った場合、申告をすれば税金を返してもらうことができます。



生計を一にするとは・・・

「生計を一にする」というのは、日常の生活費を共にしているということです。つまり、控除対象配偶者や扶養親族のことだけをさすではありません。

例えば、配偶者控除の適用を受けていない共働きの夫婦や、下宿している大学生の子ども（同居していない場合）であっても、同一生計であれば「生計を一にする親族」となります。

- 同居の有無は関係ない
- 同居の場合は生活の財源が共通して行われていること
- 別居の場合は生活費等の送金が行われていること



● 医療費控除の明細書

医療費控除を受けるためには、平成29年分の確定申告から、領収書提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。

ポイント

- 公的医療保険の保険者から交付された医療費通知※1を添付すると、明細の記入を省略できる。ただし、通知に控除の書類で必要な6項目のどれかの記載がない場合は、「医療費控除の明細書」に必要事項を記載する必要がある。
- 医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要がある
- 「医療費控除の明細書」には、医療を受けた人、病院、薬局ごとに医療費を合計して記載する

※1「医療費通知」

公的医療保険の保険者から交付された「医療費通知」は、医療費の金額などを通知する書類で、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などをさします。なお、明細書に添付する「医療費通知」は、自分自身、あるいは生計を一にする親族のために支払った医療費に関する「医療費通知」のみです。

「医療費通知」について

- 「医療費通知」は、公的医療保険の保険者が発行するが、保険者によって、確定申告の医療費控除の手続きの際、必要な6項目が記載されていることを確認する。
- 6項目の記載がなかった場合、実際に支払った医療費の領収書に基づいて「医療費控除の明細書」に必要事項を記載し確定申告に添付すれば、医療費控除の適用を受けることができる。
- 「医療費通知」に記載されていない医療費（自由診療や、医療費通知への反映が間に合わない医療費など）の支払いがある場合は以下のように記入する
 - a. 医療費通知に6項目とも記載がある医療費
→明細書の1. 医療費通知に関する事項
 - b. 医療費通知に記載がない医療費
→明細書の2. 医療費（上記1以外）の明細

「医療費通知」で確認する6項目

医療費通知で確認する6項目は以下の通りです。

- ① 被保険者等の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた者
- ④ 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤ 被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥ 保険者等の名称

医療費控除の明細書を入手する

- 確定申告書と共に税務署でもらう、国税庁のホームページからダウンロード、または確定申告書作成コーナーで申告書を作成すると自動的に明細書も作成されます。

医療費控除の明細書を作成する

1. 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、下記(1)～(3)を記入

(1) 医療費通知に記載された医療費の額

- ・自分が負担した医療費の合計額を記入する
- ・通知が複数ある場合は、合計して記入する

(2) (1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額

- ・(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額

注意 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合があるので、領収書を照合して確認する

(3) (2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる額

- ・生命保険契約、損害保険契約、または健康保険法の規定に基づいて受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合、その金額を記入する

注意 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引くので、その金額より多い場合でも、他の医療費からは差し引かない。

2. 医療費（上記1以外）の明細

その年中に、自分自身、あるいは生計を一にする親族のために支払った医療費について、領収書を確認して必要事項を記入する

注意)

[1. 医療費通知に関する事項]に記入したものは記入しないこと

(1)医療を受けた方の氏名

医療を受けた自分、または生計を一にする親族の氏名を記入する

(2)病院・薬局などの支払い先の名称

診療を受けた病院→医薬品を購入した薬局などの支払い先の名称を記入する

(3)医療費の区分

医療費の内容で該当するものすべてチェックする

- a) 診療・治療
- b) 医薬品購入
- c) 介護保険サービス
- d) その他の医療費

(4)支払った医療費の額

医療費控除の対象となる金額を記入する

(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

1. (3)と同じ



3. 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円	A
保険金などで 補てんされる金額		B
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	C
所得金額の合計額		D
$D \times 0.05$	(赤字のときは0円)	E
Eと10万円のいずれか 少ない方の金額		F
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字の時は0円)	G

A : ア + ウ

ア : 1.医療費通知に関する事項の(2)医療費通知に記載された金額のうち、その年中に実際に支払った医療費の額

ウ : 2. 医療費の明細の(4)支払った医療費の額の合計

B : イ + エ

イ : 1.医療費通知に関する事項の(3) (2)のうち生命保険や社会保険で補てんされる金額

エ : 2. 医療費の明細の(5) (4)のうち生命保険や社会保険で補てんされる金額

C : A - B

D : 所得金額の合計額 : 確定申告の申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記

E : $D \times 0.05$

F : Eと10万円のいずれか少ない方の金額

G : 医療費控除額 C - F

(確定申告の申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記)

「医療費控除の明細書」記入例

「医療費控除の明細書」の2. 医療費の明細の記入例をお示しします。

(1) 医療を受けた人の 氏名	(2) 病院・薬局 などの支払い先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療 費の額	(5) (4)のうち生命 保険や社会保 険などで補て んされる金額
静岡花子	長泉病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	160,346円	25,000円 A
静岡花子	バス	☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☒ その他の医療費	8,000円 B	
静岡太郎 花子 C	〇〇薬局 〇〇店	☐ 診療・治療 ☒ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	2,800円	
静岡太郎	電車	☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☒ その他の医療費	2,000円	

- A) 静岡花子さんは、長泉病院に5日間入院しましたが、入院保険で1日5,000円の給付がありました。(5)には、5,000円X5日で25,000円と記入しています。
- B) 静岡花子さんは退院後、経過をみるためにバスであわせて10回通院しました。その交通費を記載しています。
- C) 静岡太郎さんが風邪をひき、その後、花子さんも風邪にかかり、市販の風邪薬を購入し使いました。2人が使ったので、2人の名前を記載しています。

● 医療費控除の計算方法

計算方法は、

- ①まず、その年に支払った**医療費から「保険金などで補てんされる金額」を差し引く。**
- ②そこからさらに、**総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない方の金額を差し引く。**

なお、医療費控除は**最高限度額が200万円**と定められています。

以上を計算式で表すと、次のようになります。

$$\begin{array}{lcl}
 \text{①} & \boxed{\text{その年に支払った医療費}} - \boxed{\text{保険金などで補てんされる金額}} & = \boxed{A} \\
 \text{②} & \boxed{A} - \boxed{10\text{万円 または 総所得金額の5\%}} & \text{どちらか少ない方} = \boxed{\text{医療費控除額 (200万円まで)}}
 \end{array}$$



「保険金などで補填される金額」に該当するものは？

A) 公的医療保険から支給される

高額介護合算療養費制度、療養費、家族療養費
移送費、家族移送費、高額療養費
出産育児一時金、家族出産育児一時金

A) 生命保険会社または損害保険会社などから支払いを受ける

障害費用保険金、医療保険金、入院給付金

A) 医療費の補てんを目的として支払われる

損害賠償金 など

● 申告する時期と場所

確定申告期間

- ◆ 所得税の確定申告期間

毎年2月16日から3月15日の1ヶ月間

(土日曜日と重なる場合には翌月曜日)

- ◆ 還付申告（払いすぎた所得税を返してもらうための申告）
年が変われば、いつでもできる ことになっています。

提出場所

- ◆ **居住地を管轄する税務署**に提出します。
- ◆ e-TAXを使って、電子的に手続きを行うこともできます。

e-TAXとは

e-TAXというのは、申告などの国税に関する各種手続きについて、インターネットを利用して電子的に行えるシステムのことです。e-TAXを利用する場合は、事前準備なども必要になります。詳細は、下記をご参照ください。



e-TAX ホームページ
右記二次元コードよりご確認ください



医療費控除の対象になるもの、ならないもの

● 診療や治療の費用

医療費控除の対象になる医療費は、基本的には治療や診察のための費用で、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

医療費控除の対象となるもの

- 医師、または歯科医師による診療や治療の費用
- 医師の処方せんで薬局で購入した医薬品
- 治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、鍼灸師、柔道整復師による施術
- 往診を頼んだ医師のタクシー代
- 入院時に提供される食事代

医療費控除の対象とならないもの

- 容ぼうを美化するために行った美容整形の手術
- 治療目的でない眼鏡やコンタクトを購入するために眼科医で受けた検査の費用
- インフルエンザなどの予防接種の費用

日本骨髄バンクに支払う患者負担金は？

日本骨髄バンクに支払う骨髄移植のあっせんに係る患者負担金は、医療費控除の対象になります。

患者負担金には、一般血液検査（ドナースクリーニング検査）料、ドナー確認検査手数料、最終同意調整料などがあります。

詳細は、日本骨髄バンクのホームページをご参照ください。

日本骨髄バンク：右記二次元コードよりご確認ください



診断書などの作成費用は？

診断の結果を証明するために医師に書いてもらう診断書の作成料は、医療費控除の対象となりません。

セカンドオピニオンの費用は？

セカンドオピニオン（担当医以外に治療方針の意見を求める相談のこと）は、医療情報を元に医師が診断をするため、医療費控除の対象となります。

先進医療となっている治療の費用は？

先進医療となっている治療の費用は、医師が診療・治療を行うものであるため、医療費控除の対象となります。

遺伝子検査・遺伝子カウンセリングは？

臨床遺伝専門医によって行われる自費の遺伝カウンセリングや遺伝子検査は原則医療費控除の対象にはなりません。ただし遺伝子検査の結果、遺伝性乳がん・卵巣がん症候群（HBOC）と診断され、乳房切除手術や両側卵巣卵管切除術を受けるなど引き続いて治療をおこなう場合については、遺伝子検査や遺伝カウンセリングの費用及び治療費用は医療費控除の対象となります。

人間ドックの費用は？

健康管理のために行う人間ドックや健康診断は、医療費控除の対象にはなりません。

ただし検査の結果、病気が見つかり、その診断に引き続き治療を受けた場合には、その人間ドックや健康診断も治療に先立って行われる診察と同様に考えられ、医療費控除の対象となります。

交通事故の被害者のために払う治療費は？

交通事故の被害者は生計同一の親族には当たらないため、その治療費を支払ったとしても医療費控除の対象にはなりません。

● 医療用具、装具、器具などの費用

医療費控除の対象となるもの

- 弱視、斜視、白内障、緑内障、その他の眼科疾患の治療に必要な眼鏡（処方箋によるもの）
- 医師の指示による血圧計
- 医師による治療・診療などのために直接必要な義手義足、松葉づえ、補聴器
- ストーマ装具 など

医療費控除の対象とならないもの

- 近視や老眼矯正のための眼鏡やコンタクトレンズ
- 健康管理のための血圧計
- 高齢者に使用する補聴器 など

注意)

- a. ストーマ装具の購入費用の場合、ストーマ装具使用証明書と装具代領収書の添付が必要
- b. リンパ浮腫の弾性スリーブの場合、領収書の原本か保険者の原本証明の写しが必要。給付金申請の場合、医療費控除を受ける場合は、給付金申請の際、保険者に「確定申告で上記の返却」を依頼しておきましょう。
- c. 治療用眼鏡の場合、医師の交付した所定の処方箋（厚生労働省指定）に眼鏡の領収書の添付が必要。
(一般的な近視や遠視、乱視、老眼の矯正のための眼鏡は対象外)

医療用ウィッグは？

医療用ウィッグは医療器具に当たらず直接治療に関係がないため、原則医療費控除の対象となりません。ただし脳の手術を受け、手術後も一定期間は頭蓋骨が欠損している状況となり、薄い皮膚以外に頭部を保護するものがない状況では身体が危険なため、医師の要請により、鉄板付きの医療用ウィッグを作製した場合などは治療に直接関係あるものとして医療費控除が認められる場合があります。

介護用ベッドは？

介護用ベッドは直接治療とは関わりがない費用であるため、医療費控除の対象にはなりません。

おむつ代は？

医師が6ヶ月以上寝たきり状態にあると判断した方のおむつ代は、医療費控除の対象になります。ただし、主治医記載のおむつ使用証明書などが必要になります。

おむつ代で医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付する「おむつ使用の確認書」等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

● 薬局での医薬品購入費用

薬は病院で処方されたものだけではなく、
薬局で購入したものも医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となるもの

- 薬局で購入する市販薬の内、治療や療養に必要な医薬品
(風邪薬、胃薬、傷薬、下痢止め) など

※ 領収書に何の薬か明記してもらいましょう。

医療費控除の対象とならないもの

- 病気予防、健康や美容増進のための薬（ドリンク剤、
ビタミン剤、サプリメントなど） など

医療費控除の手続きをするには、「医療費を支払った」という証拠
となる レシートや領収書が必要になります。

日頃から、病院にかかった時はもちろん、病気を治すための薬を
買った場合の薬局のレシートや領収書などを「治療を受けた人」別
に「病院・薬局」ごとに、分けて保管しておくとい良いでしょう。

漢方薬は？

病気の予防や健康増進のための漢方薬は医療費控除の対象になりません。但し治療のために医師が処方した漢方薬、または購入した漢方薬が医薬品であり治療に必要なものに該当する場合は医療費控除の対象になります。

乗り物酔い止めの薬は？

乗り物酔いの予防の為に購入した酔い止めは、医療費控除の対象にはなりません。



● 通院費用

通院費用とは、通院の際にかかる交通費のことです。通院に使った手段によって対象となるかならないかは、以下のとおりです。

医療費控除の対象となるもの

- 公共機関（電車やバス）を利用した場合の通院にかかった交通費
- やむを得ない場合のタクシー代※1
- 1人では通院できない場合の付添人の交通費

医療費控除の対象とならないもの

- 自家用車のガソリン代
- 駐車場代
- 一般的なタクシー代※1 など

※1

原則として、タクシー代は医療費控除の対象となりません。ただし、病状からみて急を要する場合(緊急に病院で処置対応をしてもらわなければならない時や歩けない時)などのタクシー代は医療費控除の対象となります。

公共交通機関の運賃は、通常、領収書がないので、「医療費控除の明細書」記入のために集計する際にわかりやすいように、日頃から診察券や家計簿または医療費の領収書などで、通院の事実がわかるようにしておきましょう。

● 介護保険サービス（居宅サービス）の費用

介護保険の在宅サービスの費用は、医療に関連しているサービスかどうかで、医療費控除の対象となるかならないかが決まります。

サービスを受けた事業者に、医療費控除の対象になるか確認すると良いでしょう。

なお、高額介護サービス費※¹が払い戻された場合は、その医療費の全額から高額介護サービス費を差し引きます。

※ 1 高額介護サービス費：1か月の介護保険サービスの費用が上限額を超えている場合、払い戻される制度

医療費控除の対象となるもの

- 訪問看護や通所リハビリテーションなど医療系サービス※²の費用
- 病院・介護老人保健施設など、医療機関での短期入所の費用
- 医療系サービス※²を併用している方の(生活支援型を除く) 訪問介護などの費用

※ 2 医療系サービス：医師の指示（医師が必要と認める）がないと利用できない。医療専門職の関りが大きいサービス。
例）訪問看護、訪問リハビリテーションなど

医療費控除の対象とならないもの

- 福祉系サービス※³のみを利用する場合の費用(介護福祉士などによる喀痰吸引に対する対価を除く)
- 車椅子などの福祉用具のレンタル費、ポータブルトイレなどの福祉用具の購入費
- 手すりの設置などの住宅改修の費用

※3福祉系サービス：利用するのに医師の指示を必要としない日常生活の介護が中心となるサービス。
例) 訪問介護、通所介護など

- a. 指定居宅サービス事業者（居宅サービス等を提供する事業者で都道府県知事が指定するものをいう）等が発行する領収書には、医療費控除の対象となる金額が記載されている
- b. 交通費のうち、通所リハビリテーションや短期入所療養介護を受けるため、介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設に通う際に支払う費用で、通常必要なものは医療費控除の対象になる
- c. 高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算する



● 介護保険サービス（施設サービス）の費用

介護保険制度の下における施設サービスの対価で、医療費控除の対象になるものと対象にならないものは、以下の通りです。

医療費控除の対象となるもの

- 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、
指定地域密着型介護老人福祉施設
施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として
支払った額の2分の1に相当する金額
- 介護老人保健施設
施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として
支払った額
- 指定介護療養型医療施設（療養型病床群等）
施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として
支払った額
- 介護医療院
施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として
支払った額

医療費控除の対象とならないもの

- 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、
指定地域密着型介護老人福祉施設
日常生活費^{※1}、特別なサービス費用
- 介護老人保健施設
日常生活費、特別なサービス費用
- 指定介護療養型医療施設（療養型病床群等）
日常生活費、特別なサービス費用
- 介護医療院
日常生活費、特別なサービス費用

※1

日常生活費とは、理美容代やその他施設サービス等で提供される便宜のうち、日常生活で通常必要となるものの費用

- a. 入所者に係るおむつ代は介護費として、介護保険給付の対象に含まれるので、その自己負担額は医療費控除の対象になる。
- b. 介護保険施設や指定介護療養型施設の個室等の特別室の使用料（診療、または治療を受けるためにやむを得ず支払うものに限る）は医療費控除の対象
- c. 指定介護老人福祉施設等が発行する領収書には、医療費控除の対象となる金額が記載されている
- d. 高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することになる。

● 歯科治療の費用

治療の内容により医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となるもの

- 虫歯の治療、金歯、入れ歯の費用
- 治療としての歯列矯正
(かみ合わせが悪く、
矯正が必要と医師に判断された場合) など

医療費控除の対象とならないもの

- 美容などの容ぼうを美化するための歯列矯正や
ホワイトニング
- 歯周病の予防として行われる歯石除去の費用



● 出産費用

出産費用も同様に医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となるもの

- 入院費用
- 出産、分娩費用
- 出産前定期検診費用

出産手当金（労働基準法で認められている産前産後の休業期間中に、無給の場合の所得を補い、安心して出産できるように、公的医療保険から賃金の一部に相当する現金が給付されます）は、欠勤中の給与減額分を補てんする（補う）ものなので、医療費から差し引く必要はありません。

医療費から差し引く費用とは・・・

医療費控除の対象となるのは、**実質的に負担した医療費のみ**となります。その為、入院共済金や公的医療保険などで補われる金額は、医療費から差し引いて計算しなくてははいけません。

【医療費から差し引く費用の一例】

- 高額療養費
- 家族療養費
- 出産育児一時金、家族出産育児一時金
- 入院共済金や生保、損保からの入院・手術給付金

など



Memo

A series of 15 horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

セルフメディケーション税制とは

● セルフメディケーション税制と医療費控除

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行っている方が、該当年度中に自分自身、またはご自分と生計を一にする親族のために、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」を受けることができます。

注) 本税制は2026年(令和8年) 12月31日までの時限措置になります。 **なお、この情報は2024年3月現在のものです。制度が変更になると内容も異なりますのでその都度ご確認ください。**

大まかなイメージで言うと・・・

通常の医療費控除は

主に

医療

にかかわること

セルフメディケーショ

ン税制は、主に

健康と予防

にかかわること



● セルフメディケーション税制の概要

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行っている方が、該当年度中に自分自身、またはご自分と生計同一の親族のために、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合（その金額が8万8千円を超える場合は、8万8千円）には、その超える分の金額について、その年分の総所得金額等から控除される。

● 適用を受けられる方

対象

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に、「健康の保持増進および疾病の予防に関する一定の取組」を行っている居住者が対象

一定の取組とは？

- 保険者が実施する健康診査（人間ドック、各種検診等）
- 市町村が健康増進事業として行う健康診査
- 予防接種（定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種）
- 勤務先で実施する定期健康診断（事業主健診）
- 特定健康診査（メタボ検診）、特定保健指導
- 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

注1) 申告する人が上記一定の取組を行っている必要あり（他の生計を

一にする親族は、一定の取組を行っている必要はない

注2) 「一定の取組」に要した費用（人間ドックの受診費用など）は、控除の対象にはならない

● 対象の医薬品の範囲

対象の医薬品＝①医療費適正化効果が低いと認められるものを除いた**スイッチOTC医薬品**※

②スイッチOTC以外の一般医薬品等で医療費適正化効果が著しく高い(3薬効程度)と認められるもの

※要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（医療用から市販用となった成分が含まれるもの）

＜対象となる医薬品例＞

鎮痛・消炎剤、解熱鎮痛剤、鎮咳去痰剤、耳鼻科用薬、左記の4薬効と成分が同様または類似のものを含む（鎮咳剤や総合感冒剤など）

- 対象の医薬品には、セルフメディケーション対象のマークが入っています。上記例の中でも、対象の薬は限られています。

領収書の表示例	
国 税 薬 局	
虎ノ門店	TEL: 03-*****
東京都千代田区虎が間*****	
■ 領 収 書 ■	
2017年4月1日(土) 12:00	
★ゼイムEX	¥1,273
スツウヤク60	¥760
ハンドソープ	¥298
★カクティ胃腸薬MN	¥891

小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,222
内消費税	¥238
お預り	¥4,000
お 釣 り	¥778

★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

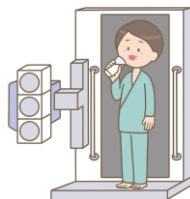
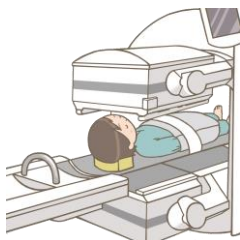
領収書に控除の対象であることが記載されています。



(国税庁HPアドレスより)

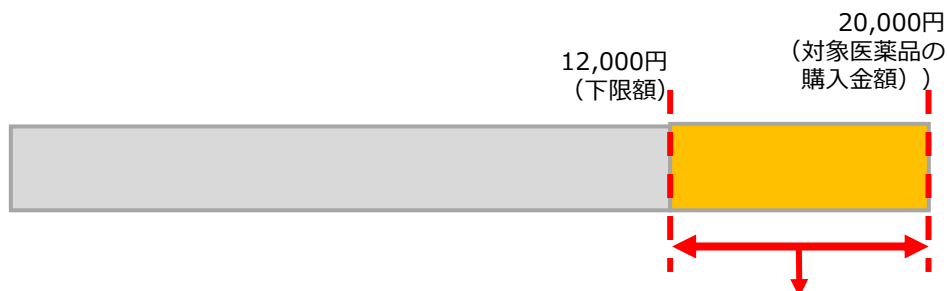
● 対象の医薬品（OTC）控除の例

Aさん



課税所得400万円のAさんが、妻の分もあわせて対象のOTC医薬品を年間20,000円購入しました。

Aさんは、会社の定期健康診断を毎年かかさず受けており、この年も受けました。



◆ 8,000円が課税所得から控除される

(対象の医薬品購入金額20,000円－下限額：12,000円＝8,000円)

◆ 減税額

- ・ 所得税：1,600円の減税効果

(控除額8,000円×所得税率：20%＝1,600円)

- ・ 個人住民税：800円の減税効果

(控除額：8,000円×個人住民税率：10%＝800円)

困った時には？

- 各税務署で、申告相談をすることができます。
- 「国税庁 ふたば」で検索するとチャットボットシステムで質問ができます。



国税庁ホームページもご覧ください

確定申告書等作成コーナー、パンフレット・手引き、タックスアンサー（よくある税の質問）、医療費控除の試算などが参考になります。

右記二次元コードよりご確認ください



医療費控除のしくみ

～申告できる項目や計算方法などの解説～

2006年3月	第1版	2016年7月	第9版
2007年9月	第2版	2016年9月	第10版
2008年6月	第3版	2018年12月	第11版
2011年1月	第4版	2022年11月	第12版
2012年2月	第5版	2024年3月	第13版
2015年2月	第6版		
2015年10月	第7版		
2016年3月	第8版		

発行：静岡県立静岡がんセンター

監修：山口 建（静岡県立静岡がんセンター 名誉総長）

作成：静岡県立静岡がんセンター 疾病管理センターよろず相談

静岡県がんセンター研究所 患者・家族支援研究部

■問い合わせ先

静岡県立静岡がんセンター 疾病管理センター

〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1007

TEL 055-989-5222（代表）

